

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

×

2月5日発行
Vol.438

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



「原発事故による警戒区域等から 避難されている方に対する 高速道路の無料措置」の 期間が延長されます

原発事故により警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、実施期間が令和3年3月31日まで延長されることとなりました。

今後、新しいカードを送付しますので、4月1日以降は新しいカードをご利用ください。



現在のカード（背面・黄色）



新しいカード（背面・青色）



17ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・第14回南相馬市民俗芸能発表会

2

●被災自治体News

- 南相馬市

3

- 双葉町

9

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・令和元年度第6回募集

個別相談会開催のお知らせ----

14

●NEXCO東日本

- ・常磐自動車道「常磐双葉IC」および広野IC～山元IC間の付加車線の一部が3月7日(土)に完成します

16

- ・「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置」の期間の延長について

17

●交流ルームひばり通信

- ・2月の「ひばり」

18

2/2 日

第14回南相馬市民俗芸能発表会

第14回南相馬市民俗芸能発表会が市民文化会館「ゆめはっと」で開催されました。

市内の6団体と、浪江・双葉の両町の芸能保存会が1団体ずつ出演し、地域で脈々と受け継がれてきた神楽や踊りを披露しました。



© City of Minamisoma



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [1/31～2/7]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 令和の時代も火の用心～南相馬市消防団出初式 [15分]
3. もしもの時のヒーローに！消防団員募集 [8分]
4. 医療のお仕事面接会 in 南相馬 PR [6分]
5. 南相馬市民俗芸能発表会 Vol.9～柗窪の神楽 [21分]
6. 遥かな国へ 届け！みんなの心 “ジブチ共和国洪水被害たすけあい募金” [3分]
7. プレミアム付商品券 利用期限のお知らせ [1分]
8. パノラマ360° FLIGHT No.004【原町区】 [3分]
9. リクエストアワーのお知らせ [1分]





南相馬市からのお知らせ

災害公営住宅入居者募集（2月分）

2月1日HP更新

市では、これまで南相馬市民を対象に東日本大震災で家屋が半壊以上の判定を受けた方、原子力災害により避難指示を受けて家屋を解体された方を対象として災害公営住宅入居者を募集してきましたが、令和元年10月1日から以下のとおり申し込み資格を拡大しています。

以前の申し込み資格

- ① 東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流出の世帯
- ② 東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊で解体した、または解体することが確実である世帯
- ③ 原子力災害により避難指示を受けた世帯で、家屋を解体した、または解体することが確実である世帯

※ これまでは、平成23年3月11日時点で南相馬市民で申し込み資格がある世帯が申し込みできました。

拡大した申し込み資格

- ④ 市外で東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊以て解体した、または解体することが確実である世帯
- ⑤ 市外で東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流出の世帯
- ⑥ 現在でも原子力災害により避難指示を受けている世帯（居住制限者）
- ⑦ 原子力災害による避難指示が解除された区域で現に住宅に困窮している世帯

※ 平成23年3月11日時点で申し込み資格がある世帯であれば、市外の方でも申し込みできます。

※ すでに復興公営住宅や災害公営住宅に入居している方（入居決定している人を含む）や避難指示区域外に自己所有の住居を所有している方は申し込みができません。

※ 申し込み多数の場合は、市内で被災された方を優先します。

※ ただし、以下に該当する場合は、申し込みができません。

- 市税および過去に公営住宅に入居されていた場合の家賃に滞納がある方
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員に該当する世帯

次ページへ続きます 

募集住宅

《鹿島区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	西町団地	4号棟202号室	2・3階	4DK	6年	23,400～62,000	あり
2	西川原団地	28号室	1・2階	3DK	6年	22,100～58,500	あり
3	西川原第二団地	3号棟102号室	1階	2DK	4年	15,400～40,800	1,000円/月

《原町区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
4	栄町団地	1号棟103号室	1階	2DK	4年	19,000～50,400	1,000円/月
5	大町西団地	103号室	1階	2DK	5年	18,200～48,200	1,000円/月
6	大町東団地	407号室	4階	2DK	6年	18,000～47,600	1,000円/月

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

入居日

3月1日(日)

申込期限

2月14日(金) ※郵送の場合は当日必着

申し込み方法

- 市建築住宅課へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市建築住宅課で配布しています。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

添付書類

- 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- 所得証明書(入居希望者全員分)
- 納税証明書(入居希望者全員分)※完納証明書でも可
- その他下記の書類
 - ・申し込み資格①②④⑤の方
全壊の方は災証明書の写し、半壊以上の方は災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
 - ・申し込み資格③⑥⑦の方：被災証明書の写しなど

申し込み窓口

南相馬市役所 建築住宅課 午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く)

次ページへ続きます 

募集要項、入居申込書

- 南相馬市災害公営住宅 入居者募集要項 (Word)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200121-14577.docx>



- 南相馬市災害公営住宅 入居申込書 (Word)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200121-145735.docx>



- 南相馬市災害公営住宅 入居申込理由書 (Word)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200121-145759.docx>



【郵送先・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係 TEL 0244-24-5253

市営住宅入居者募集 (2月分)

2月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。

入居資格や申し込み方法などについて、右QRコードから市公式ウェブサイトで確認の上、お申し込みください。

申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。



入居日

3月1日(日)

公募期限

2月14日(金) ※申し込み受け付けは、土・日曜日、祝日を除く。

入居者を公募する市営住宅

●一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	万ヶ埴団地	1-1号室	1・2階	3DK	15年	16,300~32,100	あり
2	小高	万ヶ埴団地	27-2号室	1・2階	3DK	9年	17,300~34,100	なし
3	小高	紅梅団地	D-2-2号室	1・2階	3DK	21年	18,500~36,300	あり
4	原町	国見町団地	1号棟401号室	4階	3K	37年	14,400~28,200	あり
5	原町	二見町団地	2号棟403号室	4階	3DK	39年	14,300~28,100	あり
6	原町	三島町団地	1号棟301号室	3階	3DK	31年	16,600~32,600	あり
7	原町	北長野団地	1号棟308号室	3階	3DK	25年	18,200~35,700	あり
8	原町	北長野団地	4号棟205号室	2階	3DK	23年	18,800~37,000	あり

【市営住宅の入居基準】

- ・住宅に困っていることが明らかな方
- ・市町村税を滞納していない方（入居世帯の中で、課税されているすべての方）
- ・同居する親族がいる方（60歳以上の方など、単身入居可能な場合もあります。）
- ・暴力団員でないこと
- ・世帯の収入が基準を超えないこと

★ 間取り、駐車場料金、浴槽・風呂釜の有無など、詳細は、市営住宅公募要項をご覧ください。



●令和2年2月市営住宅公募要項 (Excel)

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/27/20200121-115556.xls>

問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

【再募集】 令和2年度 南相馬市会計年度任用職員募集

1月30日HP更新

市では、4月1日から任用する会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員とは、1年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で勤務する職員です。地方公務員法の改正により、これまで南相馬市で嘱託職員・臨時職員として任用してきた職員が、令和2年度以降は会計年度任用職員として任用されます。

募集職種

募集職種については下記URLまたはQRコードをご覧ください。

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20200130-08553.pdf>

【再募集】 会計年度任用職員募集職種（令和2年4月1日採用者）



(注意) 応募にあたり、年齢制限はありませんが、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募することができません。

募集案内・申込書

募集案内・申込書は、総務課・市民課・各区役所市民総合サービス課において配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

●会計年度任用職員募集要項

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20200130-085530.pdf>

**●会計年度任用職員応募申込書**

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20200130-08567.pdf>

**受け付け期限**

2月12日（水）

次ページへ続きます 

応募方法

総務課（市役所本庁舎3階）へ持参または郵送（2月12日消印有効）

●持参の場合

総務課（市役所本庁舎3階）平日午前9時～午後5時

●郵送の場合

送付先 〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市役所 総務課 人事給与係

(注意) 提出書類は返却しません。

提出書類

- 会計年度任用職員応募申込書
- 資格・免許の写し

「会計年度任用職員募集職種（令和2年4月1日採用者）」の資格要件に、必要な資格が記載されています。

選考方法

書類審査、面接を実施します。面接日は後日ご連絡します。

任用期間

4月1日～令和3年3月31日の期間内（一会計年度を超えない範囲）

(注意) 勤務成績などの評価により、公募によらない再度の任用を連続2回（3年間）を限度として行う場合があります。その後も勤務を希望する場合は、再度、公募による選考となります。

給与など

- 毎月、給料のほか通勤方法などに応じ通勤手当が支給されます。
（支給日 毎月21日）
- 勤務期間に応じ、期末手当が支給されます。（6月15日、12月5日）
- 一会計年度ごとに退職手当が支給されます。

(注意) フルタイム会計年度任用職員のみ

休暇

- 年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇など）などがあります。
- 定期健康診断、ストレスチェックの適用があります。

問い合わせ**総務部 総務課 人事給与係****TEL 0244-24-5222**



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ

2月1日HP更新

町民の皆さまへ

令和2年の新しい年を迎えてから早いもので1カ月が経ち、寒い中でも日脚が伸び、春の訪れを感じる2月を迎えました。

昨年12月26日、「双葉町の避難指示解除準備区域・特定復興再生拠点区域の一部区域を令和2年3月4日午前0時に避難指示解除する」旨を町と国・県との間で合意し、1月17日に原子力災害対策本部で、双葉町における避難指示区域の解除について決定しました。

当然ながら、今回の避難指示解除は、双葉町の復興のスタートラインに過ぎないと考えており、国に対して今後も町の復興、町民の生活再建の支援等について強く要望しました。さらに次のステップである令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と居住開始に向けて職員一同全力で取り組んでいく所存ですので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1月3日には、いわき市において令和2年双葉町成人式を挙行し、53人の新成人に成人証書を授与いたしました。今年新成人となられた皆さんは、東日本大震災発生当時、小学5年生でした。多感な時期に大変なご苦労があったことと思いますが、困難にも負けず、ご自身の努力やご家族の支えにより立派に成人された姿に改めて感動いたしました。

また同日には賀詞交換会も開催し、吉田栄光県議会議員、橋本徹県議会議員、町議会議員、行政区長、学校関係者等、多くの方々にご参加いただきました。

1月6日の仕事始めには、町の復興と町民の皆さまのご健康とご多幸を祈願し、双葉ダルマに目入れを行いました。職員に対し、本年は、3月4日の避難指示解除を踏まえ、令和4年春頃の居住開始目標に向け、各課連携のもと一丸となって取り組むよう訓示を行いました。

また同日、東京電力ホールディングス(株) 小早川智明代表執行役社長がいわき事務所を訪問した際に双葉町としての要求書を手渡しました。要求書の主な内容としては、福島第一原子力発電所の廃炉関連、原子力損害賠償、双葉町の復旧・復興に向けた取り組みへの協力についてであり、特に原子力損害賠償については、他の被災地域と比較した時の双葉町の特殊な事情を十分認識し、今回、原子力災害対策本部で決定した3月の避難指示解除は住民の居住を前提としない解除であり、町の事情を理解した上で町民間に格差が生じないよう東京電力は国としっかりと協議し、改めて加害者としての責任を全うするように強く求めました。

次ページへ続きます

1月11日、12日の両日には新春恒例の双葉町ダルマ市が、復興公営住宅勿来酒井団地内の広場で盛大に開催されました。両日とも天候にも恵まれ、奉納神楽や巨大ダルマ引き、町芸術文化団体連絡協議会による芸能発表などが行われ、県内外に避難されている町民の皆さんや地域住民の皆さんなど大勢の来場者で賑わいました。今年も夢ふたば人のご尽力により開催されたものであり、改めて感謝を申し上げるとともに、今後も町民の皆さまの絆の維持や伝統の継承に対して町としてしっかりと支援していきたいと考えています。

今年の冬は、記録的な暖冬で、雪不足が深刻化しておりますが、寒さの戻りで冷え込むこともありますので、体調管理には十分留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町内の幼稚園および学校施設からの私物取り出しに関する

意向調査の実施について

2月3日HP更新

双葉町内の幼稚園、学校施設などについては、環境省による除染作業が行われ、十分な放射線量低減が確認できました。

双葉町教育委員会では、いまだ各学校施設などに残されている「子どもたちの私物」を皆さまに返却したいと考え、この度、平成23年3月11日時点で町立幼稚園、南・北小そして双葉中学校に在籍していたお子さんの保護者の皆さまを対象に「私物の取り出し意向調査」をすすめています。

意向調査票の発送

意向調査票を、1月下旬に対象の方に個別に発送しました。

意向調査票の提出期日

2月14日(金)

取り出しの時期

7月～8月の学校の休業期間などを予定しています。

※ 取り出しを希望した方に後ほど、個別に通知します。

問い合わせ

教育委員会 教育総務課 学校教育係

TEL 0246-84-5210

令和2年度 双葉町職員・任期付職員採用候補者試験 受験案内

1月31日HP更新

双葉町は東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。
復興・復旧事業を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから、職員および任期付職員の採用試験を実施します。

試験職種と採用予定人員

No.	職 種	職 務 内 容		採用 予定人員
1	土木職 (一般職員・任期付職員)	一般職員	昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、通算3年以上の土木職経験(設計、積算業務および発注、工事監督業務など)を有する者または高等学校、大学などで土木に関する課程を修めて卒業または修了した者 ※学歴は問いません。	若干名
		任期付職員	通算3年以上の土木職経験(設計、積算業務および発注、工事監督業務など)を有する者 ※学歴は問いません。	
2	管理栄養士	一般職員	昭和54年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、管理栄養士の資格を有する者または令和2年3月までに取得見込みの者 ※学歴は問いません。	若干名

※ ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

申込用紙等の請求

申込用紙等は、双葉町いわき事務所総務課で交付します。

郵便により請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号: 240ミリ×332ミリ)を必ず同封して、双葉町いわき事務所総務課へ郵送してください。

※ 郡山支所、埼玉支所での申込用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

※ 申込用紙は、町ホームページからもダウンロードすることができます。

次ページへ続きます 

受験申し込み

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて、双葉町いわき事務所総務課へ提出してください。

郵送により提出する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

【必要書類】

- 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号：120ミリ×235ミリ）
- 職務経歴書 ● 履歴書（市販のものでも可能、必ず写真貼付）
- 誓約書 ● 面接カード ● 戸籍抄本 ● 健康診断書

【提出期限】

2月21日（金）

※ 郵送の場合は、2月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

試験内容

- (ア) 論文試験 論理性、表現力をみる
 (イ) 口述試験 個別面接による人物評価
 (ウ) 身体検査 医師発行の身体検査書を提出

試験の期日および場所

期 日	場 所	合格発表
3月6日（金）予定 ※応募者へ個別に通知します	双葉町いわき事務所 （いわき市東田町2-19-4）	3月中旬頃の予定

※ 受験票には、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日必ず持参してください。

（受験票がない場合または受験票に写真が貼られていない場合は受験できません）

※ 受験の際は、黒ボールペンまたは万年筆、HBの鉛筆と消しゴムを持参してください。これ以外の筆記用具は使用できません。また、昼食は受験者各自で用意願います。

※ 試験当日、自家用車で来る方は、いわき事務所第1駐車場を利用してください。



電車を利用する方は、JR常磐線「植田駅」で降りてください。

いわき事務所までは徒歩約5分です。

次ページへ続きます

合格者の発表、採用

- (1) 合格者の発表は、3月中旬頃に双葉町いわき事務所掲示場に掲示するほか、合否の結果を受験者全員に通知します。
- (2) 合格者は採用候補者名簿に記載され、4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。
(この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です)

例えば、4月1日付けで採用された場合は、最低でも9月30日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後、各課に正職員として配属になります。

したがって、正式採用は、10月1日以後になります。

また、この条件附採用職員の期間に職員としてふさわしくないと判断された場合は、正式採用されない場合がありますのでご留意願います。

- (3) 任期付職員の任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの予定ですが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。

注意 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

給与等

- (1) 給料は町の条例等に基づき、学歴、職歴などにより調整のうえ決定します。
なお、任期付職員については、任期中の昇級はありません。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当などが支給されます。
- (3) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- (4) 年次有給休暇、特別休暇などの各種休暇制度が適用されます。

試験結果の開示

試験の結果については、双葉町個人情報保護条例第17条の規定により、口頭で請求できます。

ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。

受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類（運転免許証、学生証、旅券など）を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町いわき事務所総務課へおいでください。

【問い合わせ先】

〒974-8212 福島県いわき市東田町2-19-4

双葉町いわき事務所総務課行政係

TEL 0246-84-5201



福島県復興公営住宅 令和元年度第6回募集 個別相談会開催のお知らせ

県では復興公営住宅の入居者の募集を行っていますが、第6回募集が今年度最後の募集となります。

つきましては、申込書の記入方法や復興公営住宅の不明な点について、実際に申込書を記入していただきながら、相談をお受けする個別相談会を下記の日程のとおり開催します。

応急仮設住宅の供与終了後※の住まいが決まっていなの方や、復興公営住宅の入居を希望される方はお気軽に相談においでください。

なお、募集する住宅については、福島県復興公営住宅入居支援センターのホームページをご覧ください。（**浜通り×さんじょうライフ1月22日号Vol.436にも掲載しています。**）

※ 富岡町および浪江町の全域、ならびに葛尾村および飯舘村の帰還困難区域から避難されている方は、令和2年3月31日をもって供与終了となります。

1 個別相談会実施日時および会場

	月日	午前	午後	
二本松市	2月7日(金)	午前10時30分～正午	午後1時30分～3時	浪江町役場二本松事務所 二本松市北トロミ573)
	2月13日(木)	午前10時30分～正午	午後1時30分～3時	
いわき市	2月8日(土)	午前10時30分～正午		富岡町役場いわき支所 いわき市平北白土字宮前8)
郡山市	2月8日(土)		午後2時～3時30分	富岡町役場郡山支所 郡山市大槻町字西ノ宮48-5

※ 避難元に関わらず各会場で相談をお受けします。

2 募集対象者

- 平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方
 - ・ 避難指示が継続している区域に居住していた方
 - ・ 避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方
- 「地震・津波被災者」および子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」で、現在、住宅に困窮している方

次ページへ続きます 

3 持参いただくもの（当日申請書の提出をお考えの方）

「2 募集対象者」に該当する方は、次のものをご用意ください。

(1) 入居名義人（代表）となる方・・・印鑑、住民票謄本または罹災（被災）証明書の写し
※ 避難指示が解除された区域に所有する自宅が全壊、大規模半壊または半壊した方で罹災証明書をお持ちの方は、罹災証明書の写し

(2) 入居予定者（同居者も含む）で次の◆に該当にする方

- ◆60歳以上の方・・・保険証の写し
- ◆要介護者・・・介護保険被保険者証の写し
- ◆障がい者・・・障がい者手帳等の写し
- ◆子育て世帯（令和2年2月3日現在18歳未満の子を含む世帯）・・・保険証の写し
- ◆妊婦を含む世帯・・・母子手帳または妊娠証明書の写し

※「地震・津波被災者」、「支援対象避難者」がご用意いただく書類は、(1)に記載した書類とは異なりますので、事前に入居支援センターにご確認ください。

4 その他

- 今回の個別相談会は、令和2年3月末で応急仮設住宅の供与が終了する富岡町および浪江町の全域、ならびに葛尾村および飯舘村の帰還困難区域から避難されている方向けに開催するものですが、「2 募集対象者」に該当する方ならどなたでも参加できます。
- 個別相談会に参加できない方は、入居支援センターに電話をいただければ、随時、入居申込書の記入などについて説明します。

■令和2年度の募集予定

回	募集期間
第1回	令和2年 4月 2日（木）～ 4月10日（金）
第2回	令和2年 6月 1日（月）～ 6月 9日（火）
第3回	令和2年 8月 3日（月）～ 8月12日（水）
第4回	令和2年10月 1日（木）～10月 9日（金）
第5回	令和2年11月26日（木）～12月 4日（金）
第6回	令和3年 2月 1日（月）～ 2月 9日（火）

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

E6 常磐自動車道『常磐双葉IC』および 広野IC～山元IC間の付加車線の一部が 3月7日（土）に完成します

1月30日

双葉町

東日本高速道路株式会社
東北支社いわき工事事務所

この度、双葉町およびNEXCO東日本が整備を進めてきた **E6** 常磐自動車道 常磐双葉IC が3月7日（土）午後3時に開通することになりました。

併せて、NEXCO東日本が整備を進めてきた広野IC～山元IC間の付加車線（約13.7km）のうち、約4.3kmが完成しますので、お知らせします。

常磐双葉ICは、追加ICとして大熊ICから浪江IC間に位置し、①復興への支援、②緊急時における避難路の確保、③除染・中間貯蔵施設事業の加速、④福島第一原発事故に伴う廃炉作業の進展、⑤消防・救急等に係る緊急車両による広域活動迅速性の確保が期待されます。

また、片側1車線を2車線にする付加車線の設置については、安全性が高まるほか、スムーズかつ運転ストレスの少ない快適な走行が期待されます。

■常磐双葉IC

- ・大熊IC～浪江IC間
- ・開通日時 3月7日（土）午後3時

■広野IC～山元IC間の付加車線の一部（約4.3km）

- ・運用開始 3月7日（土）午後3時頃



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する 高速道路の無料措置」の期間の延長について

～実施期間を令和3年3月31日まで延長～

2月4日

東日本高速道路株式会社

原発事故により警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、実施期間が**令和3年3月31日まで延長**されることとなりましたのでお知らせします。

無料措置の適用を受ける際は、「ふるさと帰還通行カード」が必要ですが、現在のカードの有効期限は令和2年3月までとなっています。

今後、**新しいカードを送付します**ので、**令和2年4月1日以降は新しいカードをご利用ください**。

■実施期間

旧) 令和2年3月31日(火) 24時まで

新) 令和3年3月31日(水) 24時まで

『ふるさと帰還通行カード』の申込時から住所(避難先・送付先)やお名前に変更があった場合は届出が必要です。
お手数でも「NEXCO東日本お客さまセンター」へご連絡ください。

■新しいふるさと帰還通行カードの送付

新しいカードは、お届けいただいている住所宛てに簡易書留(転居先への転送不可)にて順次送付します。**カードは、お手元に届き次第、ご利用いただけます。**

なお、**令和2年4月1日(水) 午前0時以降、現在のカードは利用できません**のでご注意ください。



現在のカード(背面・黄色)



新しいカード(背面・青色)

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				6	7	8
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
9	10	11	12	13	14	15
		建国記念の日 ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
16	17	18	19	20	21	22
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2020.2.5現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	4	7
南相馬市 計	21	50
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	29	73

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511